

インセンティブ制度について



全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

インセンティブ制度 ご存じですか？ 保険料率の決め方

加入者の医療費によって決まる
(医療費が高い支部 ▶ 保険料率も高い)



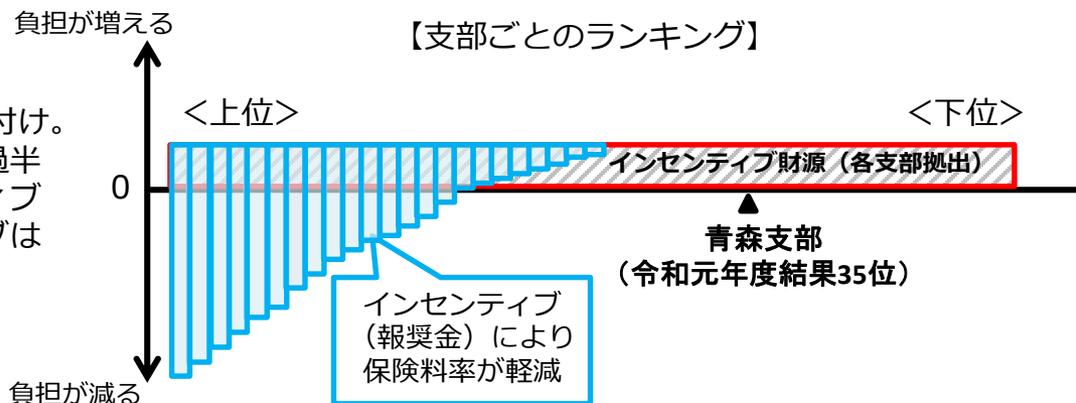
健康づくりへの行動も加味したインセンティブ制度
(健診受診率など5つの指標が高い支部 ▶ 保険料率が下がる)

インセンティブ制度とは

協会けんぽの47都道府県支部を5つの指標でランク付け。全支部がそれぞれ拠出したインセンティブ財源を上位過半数の支部が分け合う仕組みです。上位ならインセンティブにより保険料率が引き下がり、下位ならインセンティブはありません。

5つの指標とは

- 1 健康診断を受けているか
(特定健診等の受診率)
- 2 健康サポートを利用しているか
(特定保健指導の実施率)
- 3 メタボ対象者が減っているか
(特定保健指導対象者の減少率)
- 4 要治療の方が病院を受診したか
(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率)
- 5 ジェネリック医薬品を選んでいるか
(ジェネリック医薬品の使用割合)



令和元年度の
青森支部の結果は・・・**全国35位**

この結果、インセンティブを受けられず
財源負担分のみ発生

皆さま方にご協力をお願いしたいこと

指標 1

特定健診等の受診率

- ・協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。
- ・生活習慣病予防健診を利用されない場合は「健診結果データ」を協会けんぽへご提供ください。
- ・被扶養者（家族）の方へは「特定健診」を受診するようお声がけをお願いします。



「生活習慣病予防健診」は、胃・大腸のがん検診がセットになっています。しかも、協会けんぽから約6割の補助があるので、おひとりの負担額は7,000円程度と大変お得ですよ！

指標 2

特定保健指導の実施率

指標 3

特定保健指導対象者の減少率

- ・事業所に特定保健指導のご案内が届いた場合には、該当者が保健指導を受けられるよう、日程調整や面談場所の確保にご協力ください。
- ・従業員の方へ、生活習慣改善への取り組みを継続していくようお声がけをお願いします。



保健指導は、生活習慣病予防健診または健診結果データ提供により、生活習慣病の発症リスクが高いと判定した方を対象に無料で実施しています。従業員の健康づくり対策として、必ずご利用ください。

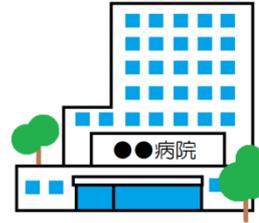
皆さま方にご協力をお願いしたいこと

指標 4

医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率

・従業員の健診結果を把握し、特に「要治療」「要再検査」の従業員(※)に対して医療機関へ受診するよう勧めてください。

(※) **血圧** または **血糖**
[収縮期160mmHg以上 空腹時126mg/dl以上
拡張期100mmHg以上 HbA1c 6.5%以上]



医療機関への受診が必要な方へは、協会けんぽから個別に受診の案内を行っております。

指標 5

ジェネリック医薬品の使用割合

・ジェネリック医薬品を積極的に使用するよう従業員へのお声かけをお願いします。



- ・ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）と同等の効能があると国が認めています。先発医薬品の特許期間が切れた後に製造するため、安価なお薬となっております。
- ・協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額が分かる通知を年2回（8月と2月）お送りしています。
- ・ジェネリック医薬品の使用にあたっては、医師・薬剤師へご相談ください。

協会けんぽでも、皆さま方の取組をサポートいたしますので、
インセンティブ獲得に向けて一緒に頑張りましょう！

